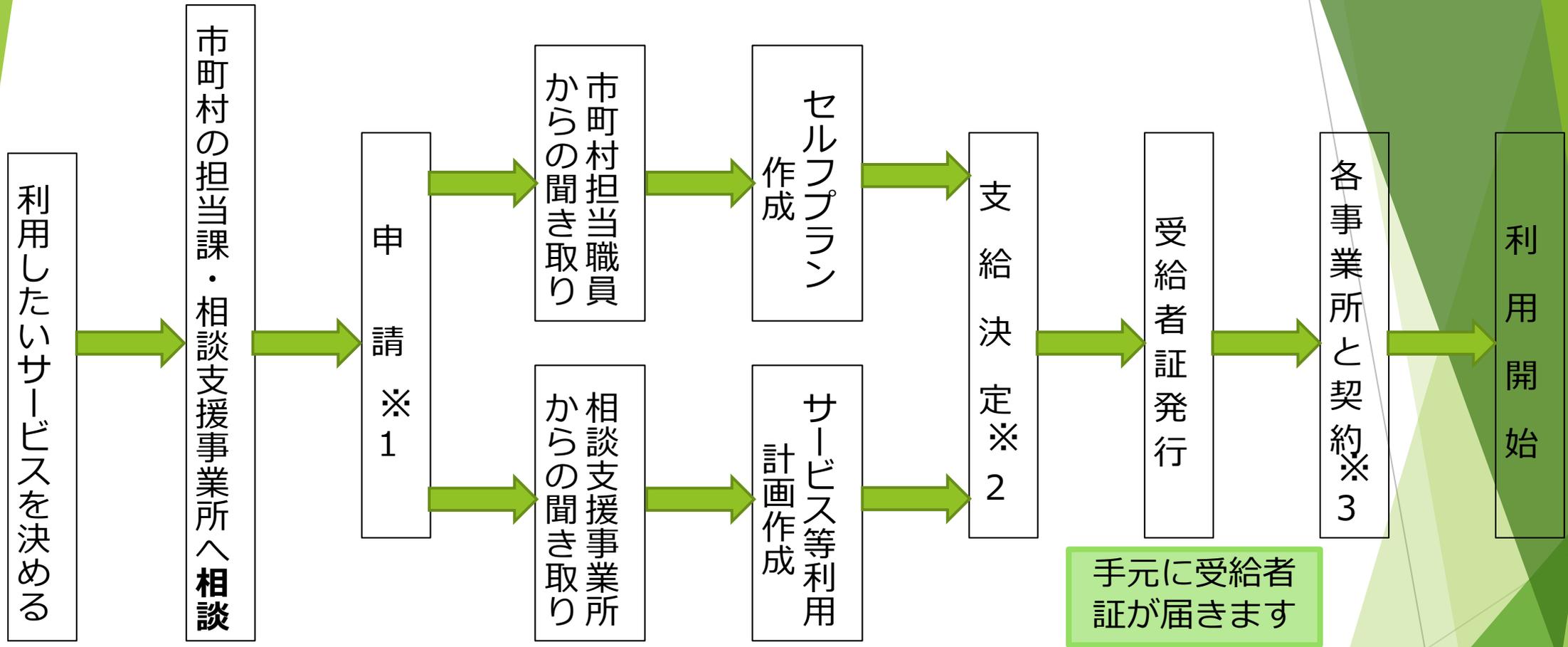


福祉サービス利用までの流れ



※1 申請の際に、サービス利用する為の根拠になるものが必要になります。（下記のうちのいずれか）

- 医療機関の医師による意見書、または診断書
- 児童相談所で実施した発達検査の結果を証明する物
- 障がい児手帳（療育手帳・身体障がい者手帳等）
- 特別支援級在籍を証明できるもの（在籍証明）

※2 利用できる日数や時間数を決める。

受給者証を申請する事で、サービス利用料（自己負担金額の上限）が決まります。

※3 契約時や利用時に必要なものは利用先の事業所に確認してください。